

# 第3次南アルプス市障害者計画

平成27年3月

南アルプス市

# はじめに

一日の仕事を終えた夜。ホッとしたい気持ちを抱えながら皆集まってきます。「今こんなことで困っている」「今日こんなことがイヤだった」「もっとこんな風に変われば良いのにネ…」など。話は熱中し時間オーバー。いろんな悩みや思いを持ちながらこのまちで暮らしている人たちの生の声を、丁寧にひろいあげていく場。

この「第3次南アルプス市障害者計画」は、そうした数回にわたる座談会の発言から始まりました。障害を「障害者」だけのものとししないで、このまちで「当たり前」に暮らし続けることの基礎作りが、この計画には盛り込まれています。

意見を言うだけでなく、計画が計画だけで終わらないよう具体化することが大事です。そのためには地域の幅広い人たちと手をつなぎ、「自立と共生社会の実現」のため、さらに努力していきたいと思います。「このまちに住んでいて良かった」と実感できることを願って。策定にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

南アルプス市障害者自立支援協議会

障害者計画部会長 栗原早苗

## 南アルプス市民憲章

緑かがやく自然を守り

なかよく美しい心を結び合い

未来にひろく豊かなまちをつくることを

アルプスの山々に誓います

### <憲章の説明>

- 1 「みなみアルプス」を行の先頭に来るように配置した。
- 2 あらゆる世代に覚えやすいよう、なるべく短く、簡潔な言葉とした。
- 3 市民アンケートの言葉から、「緑」、「かがやき」、「自然」、「なかよし」、「美しい」、「心」、「未来」、「豊か」、「アルプス」、「山」を使用した。
- 4 市民憲章が訴える要素として、自然保護、市民のふれあい、豊かな地域(経済的、精神的、文化的などあらゆる面で)の3つをあげ、崇高なアルプスの山々に約束する形で南アルプス市の特徴を出した。

(平成16年10月15日公告第58号)

# 目次

|                   |                        |    |
|-------------------|------------------------|----|
| 第1章               | 南アルプス市障害者計画の概要         |    |
| 1                 | 障害者計画とは                | 1  |
| 2                 | 計画の位置づけ                | 2  |
| 3                 | 計画の期間                  | 2  |
| 4                 | 計画の策定体制                | 3  |
| 5                 | 計画の基本的な考え方             | 4  |
| 第2章               | 障害のある人を取りまく状況          |    |
| 1                 | 市内の障害のある人の状況           | 5  |
| 2                 | 障害者施策や社会の動き            | 7  |
| 第3章               | ライフステージを通じた途切れのない支援の推進 |    |
| 1                 | 相談支援体制の充実              | 10 |
| 2                 | 途切れのない支援の推進            | 13 |
| 3                 | サービスの確保と質の向上           | 14 |
| 第4章               | 障害のある人を取りまく地域社会の環境づくり  |    |
| 1                 | ともに生きる地域づくり            | 16 |
| 2                 | バリアフリーのまちづくり           | 18 |
| 第5章               | 障害のある人の活躍を広げるまちづくり     |    |
| 1                 | 障害のある人が働けるまちづくり        | 20 |
| 2                 | 誰もが必要とされるまちづくり         | 22 |
| 第6章               | 計画の推進体制                |    |
| 1                 | 障害者施策推進協議会             | 23 |
| 2                 | 障害者自立支援協議会             | 23 |
| 3                 | 市の庁内推進体制               | 23 |
| 第3次南アルプス市障害者計画の体系 |                        | 24 |
| 資料編               | 1 主な用語の解説              | 25 |
|                   | 2 名簿                   | 27 |
|                   | 3 障害者計画部会の活動経過         | 29 |
|                   | 4 アンケート調査の概要           | 30 |

本文中「＊」印のある用語の説明を、資料編の「主な用語の解説」に掲載しています。

# 第1章 南アルプス市障害者計画の概要

## 1 障害者計画とは

障害者計画は、市における障害のある人のための施策の基本的な計画です。

障害のある人のための施策とは、手帳や医療、在宅や施設における福祉サービスなどに限らず、教育や就労、災害時の安全・安心、バリアフリー\*な生活環境など、幅広い分野を含みます。

私たちが日々起きて、仕事や学校や家庭など一人ひとりの役割をつとめ、人と関わりながら、年齢とともに成長したり変化したりして過ごす「当たり前の暮らし」には、様々なことが関係しています。

障害があるために、障害のある人だけが「当たり前の暮らし」から遠ざかるような地域は、ひとたび何かがあると誰もが不自由や不利益を強いられる、窮屈で不安定な地域になってしまいます。逆に、障害があっても充実した暮らしを送ることができる地域は、障害のあるなしにかかわらず誰もが安心して暮らせる地域です。

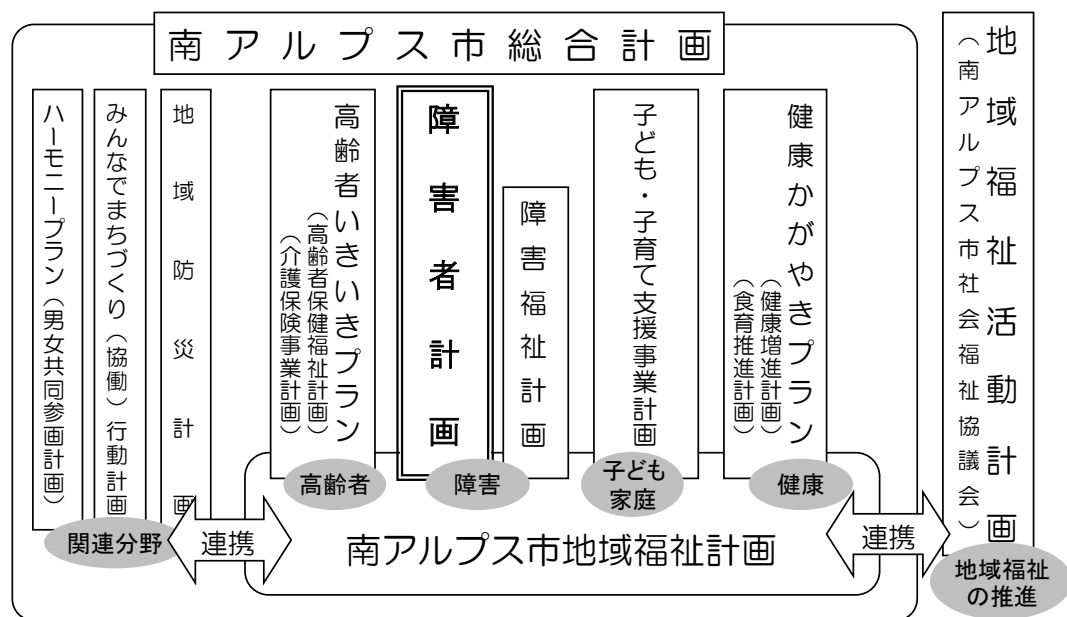
私たちの南アルプス市は、そんな一人ひとりがどのような状況に直面しても、すべての人が市民として尊重され、多様な個性を認めあい、お互いの強みを活かして活躍できる、心豊かな地域社会となっていかなければなりません。

平成26年6月、南アルプスはユネスコエコパーク（生物圏保存地域）\*に登録されました。わがまちは今、自然と人間社会の共生のもとで、持続可能な発展を目指しています。このまちに生まれるすべての人が「当たり前の暮らし」を送るための基礎として、「障害」を障害者だけのものとせず、市民全体の幸福に関わることとして考えることが大切です。

この第3次南アルプス市障害者計画は、そんな「わがまち南アルプス市」に向けて、これまでの基本理念「自立と共生社会の実現」を基本とし、市民と行政、あらゆる関係者が行動していくための指針となるものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。国の障害者基本計画（第3次）の方向性を踏まえています。本市のまちづくり全体の基本方針である南アルプス市総合計画のもと、福祉分野の基本的な計画である地域福祉計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画との整合と、関連する各部門の計画との連携により策定及び推進を図ります。



## 3 計画の期間

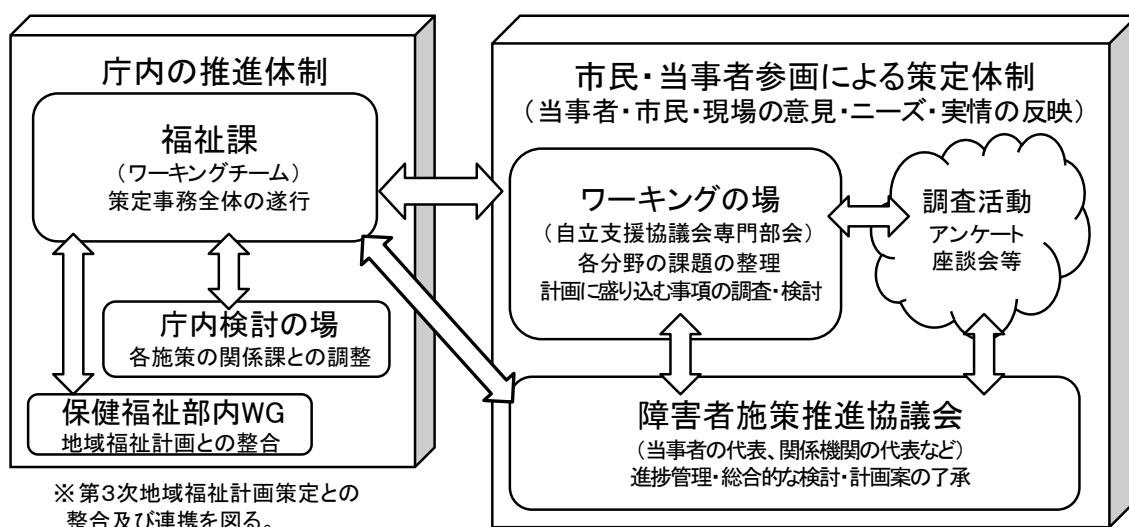
この計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画です。

| 計画（年度）                |         |    | ～H21      | H22           | H23 | H24 | H25 | H26 | H27           | H28 | H29 | H30 | H31 | H32～ |
|-----------------------|---------|----|-----------|---------------|-----|-----|-----|-----|---------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 総合計画                  |         |    | 第1次（H17～） |               |     |     |     |     | 第2次（～H36）     |     |     |     |     |      |
| 地域福祉計画                |         |    |           | 第2次           |     |     |     |     | 第3次           |     |     |     |     |      |
| 各<br>部<br>門<br>計<br>画 | 高齢者いき   | 高齢 | 第3期       |               | 第4期 |     |     | 第5期 |               |     |     |     |     |      |
|                       | いきプラン   | 介護 | 第4期       |               | 第5期 |     |     | 第6期 |               |     |     |     |     |      |
|                       | 障害者計画   |    |           | 第2次           |     |     |     |     | 第3次           |     |     |     |     |      |
|                       | 障害福祉計画  |    | 第2期       |               | 第3期 |     |     | 第4期 |               |     |     |     |     |      |
|                       | 子ども・子育て |    |           | 次世代育成支援地域行動計画 |     |     |     |     | 子ども・子育て支援事業計画 |     |     |     |     |      |
|                       | 健康かがや   | 健康 | 第2次       |               |     |     |     |     |               |     |     |     |     |      |
|                       | きプラン    | 食育 | 第1次       |               |     |     |     |     |               |     |     |     |     |      |
| 地域福祉活動計画（社協）          |         |    |           | 第2次           |     |     |     |     | 第3次           |     |     |     |     |      |

## 4 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、南アルプス市障害者自立支援協議会の専門部会として「障害者計画部会」が設けられ、市内在住の障害のある人たちとの座談会やアンケート調査などで出された意見を集約し、計画に反映しました。

計画案については、南アルプス市障害者施策推進協議会における審議を経て策定を行いました。



### ◆協議会・部会等の活動経過

| 年                    |     | H25      |   |         |         |    |    |         | H26 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | H27 |    |    |
|----------------------|-----|----------|---|---------|---------|----|----|---------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|
| 月                    |     | 6        | 7 | 8       | 9       | 10 | 11 | 12      | 1   | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1   | 2  | 3  |
| 障害者施策推進協議会           |     |          |   |         |         | 2  |    |         |     |    | 24 |    |    |    |    |    | 29 |    |    |    |     |    | 13 |
| 自立支援協議会<br>障害者計画部会   | 部 会 |          |   |         |         |    |    | 9<br>18 | 7   |    | 13 |    | 14 |    | 22 |    | 10 | 23 | 4  |    |     | 17 | 2  |
|                      | 座談会 |          |   |         |         |    |    |         |     | 26 |    | 24 |    | 12 |    | 28 |    |    |    |    |     |    |    |
| 南ふすねっと保護者の<br>つどい座談会 |     |          |   |         |         |    |    |         |     | 26 |    |    | 20 | 10 | 15 |    |    |    |    |    |     |    |    |
| 研修会                  |     |          |   |         |         |    |    |         |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 4  |    |     |    |    |
| 福祉課内会議               |     | 19<br>28 | 8 | 8<br>22 | 5<br>26 | 25 |    | 2<br>26 |     | 20 |    | 17 |    | 22 |    |    |    |    |    | 10 |     | 6  |    |

## 5 計画の基本的な考え方

### (1) 基本理念

南アルプス市障害者計画は、「自立と共生社会の実現」を基本理念とします。

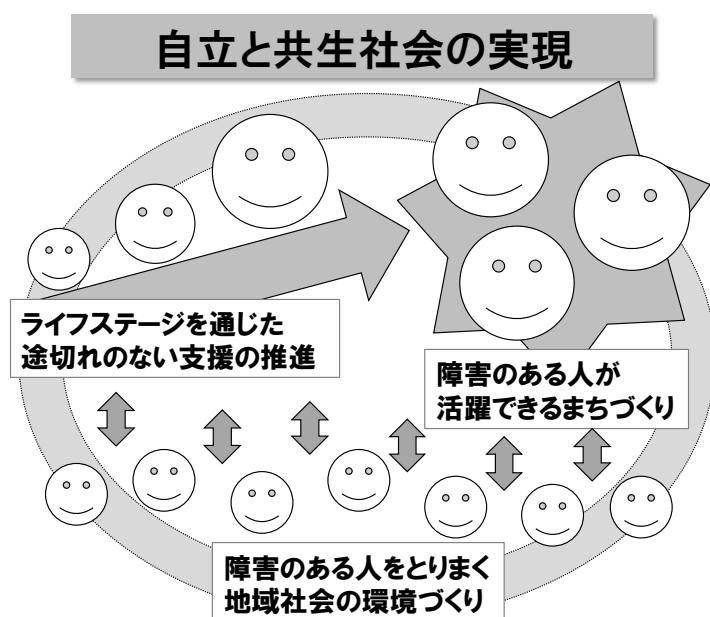
自立とは、単に経済的な自立を指すものではありません。日常生活や社会生活における自己選択・自己決定・自己責任など、自分のより良い暮らしにその人自身が主体的に関わっていることが、より大切です。

また、自立とは、他の人の助けを受けないということではありません。より良い暮らしのために、その人自身の役割や力を奪われない範囲で、必要な支援を受けることは、自立を支える欠かせない要素です。

そのうえで、障害のある人を、単に「支援が必要な人」「支援される人」とするのではなく、障害のある人もない人も同じ人として、ともに認めあい支えあう中で、障害があっても充実した暮らしができる地域づくりをすすめます。

### (2) 基本目標

基本理念のもと、この計画では、南アルプス市総合計画の施策「障害者福祉の充実」の目標と、福祉分野の上位計画である南アルプス市地域福祉計画の基本理念「ともに生き支えあう地域づくり」の実現を図る観点から、①ライフステージを通じた途切れのない支援の推進、②障害のある人を取りまく地域社会の環境づくり、③障害のある人が活躍できるまちづくりの3つを基本目標として推進します。



## 第2章 障害のある人を取りまく状況

### 1 市内の障害のある人の状況

#### (1) 南アルプス市の人口構造

平成26年4月1日現在、南アルプス市の人口は72,963人で、最近5年間では減少傾向です。また、世帯数は26,525世帯で、年々増加しており、核家族化や単身世帯の増加が進んでいます。

◆南アルプス市の人口と世帯数（各年度4月1日時点）

|        | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | 増減<br>(H22～H26) |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 人口(人)  | 74,169 | 74,011 | 73,684 | 73,211 | 72,963 | ▲ 1.63%         |
| 世帯数(件) | 25,593 | 25,879 | 26,040 | 26,188 | 26,525 | + 3.64%         |

#### (2) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳をもつ人は、最近5年間では途中増減があるものの大きな変化はなく、約3千人となっています。平成26年時点では、そのうち約7割が65歳以上の人たちです。障害別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語機能障害となります。

◆身体障害者福祉手帳の交付状況（等級別）（各年度4月1日時点）（単位：人）

|        | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | 増減<br>(H22～H26) |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 1級     | 939   | 996   | 969   | 966   | 966   | + 2.88%         |
| 2級     | 457   | 463   | 440   | 436   | 431   | ▲ 5.69%         |
| 3級     | 448   | 454   | 457   | 472   | 474   | + 5.80%         |
| 4級     | 704   | 742   | 724   | 743   | 748   | + 6.25%         |
| 5級     | 185   | 186   | 176   | 170   | 163   | ▲ 11.89%        |
| 6級     | 208   | 225   | 224   | 228   | 219   | + 5.29%         |
| 合計     | 2,941 | 3,066 | 2,990 | 3,015 | 3,001 | + 2.04%         |
| 18歳未満  | 64    | 71    | 69    | 69    | 69    | + 7.81%         |
| 18～64歳 | 898   | 943   | 928   | 889   | 857   | ▲ 4.57%         |
| 65歳以上  | 1,979 | 2,052 | 1,993 | 2,057 | 2,057 | + 3.94%         |

◆身体障害者福祉手帳の交付状況（障害区分別）（各年度４月１日時点）（単位：人）

|       | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | 増減<br>(H22～H26) |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 視覚    | 178   | 179   | 172   | 164   | 167   | ▲ 6.18%         |
| 聴覚・平衡 | 281   | 301   | 292   | 295   | 287   | ＋ 2.14%         |
| 音声・言語 | 30    | 27    | 25    | 21    | 25    | ▲ 16.67%        |
| 肢体    | 1,558 | 1,598 | 1,548 | 1,567 | 1,550 | ▲ 0.51%         |
| 内部    | 894   | 961   | 953   | 968   | 972   | ＋ 8.72%         |
| 合計    | 2,941 | 3,066 | 2,990 | 3,015 | 3,001 | ＋ 2.04%         |

### （３）知的障害のある人の状況

療育手帳をもつ人の数は、最近５年間では増加傾向です。

１８歳以上の人の数は横ばいですが、１８歳未満の人は年々増加しています。

◆療育手帳の交付状況（各年度４月１日時点）（単位：人）

|       | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 増減<br>(H22～H26) |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| A-1   | 45  | 47  | 47  | 49  | 47  | ＋ 4.44%         |
| A-2a  | 56  | 60  | 65  | 64  | 65  | ＋ 16.07%        |
| A-2b  | 119 | 120 | 119 | 118 | 111 | ▲ 6.72%         |
| A-3   | 4   | 3   | 4   | 5   | 5   | ＋ 25.00%        |
| B-1   | 110 | 113 | 115 | 116 | 113 | ＋ 2.73%         |
| B-2   | 79  | 90  | 95  | 103 | 107 | ＋ 35.44%        |
| 合計    | 413 | 433 | 445 | 455 | 448 | ＋ 8.47%         |
| 18歳未満 | 106 | 120 | 129 | 137 | 137 | ＋ 29.25%        |
| 18歳以上 | 307 | 313 | 316 | 318 | 311 | ＋ 1.30%         |

### （４）精神障害のある人の状況

精神障害者手帳をもつ人の数は年々増加しており、他の手帳と比べても、伸び率は最も高くなっています。発達障害\*や高次脳機能障害\*のある人も、精神障害者手帳の対象となる場合があります。

精神疾患のある人の医療費負担を軽減するための自立支援医療（精神通院医療）についても、受給者数が年々増加しています。

◆精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況

（各年度４月１日時点）（単位：人）

|      | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 増減<br>(H22～H26) |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| 手帳   | 435 | 455 | 479 | 490 | 518 | ＋ 19.08%        |
| 自立支援 | 631 | 697 | 748 | 828 | 857 | ＋ 35.82%        |

## 2 障害者施策や社会の動き

### (1) 「国連障害者の権利条約」の締結

平成26年1月、わが国は「国連障害者の権利条約」を締結しました。この条約は、障害のある人への差別などの“社会的障壁”をなくし、社会への参加と権利の実現、そのための合理的な配慮の実施を加盟国に求めるものです。

「障害による生活のしづらさは、障害者本人だけでなく、社会や環境に原因がある」という考え方が背景にあり、個人が障害を乗り越えて自立するのでなく、とりまく周囲の理解や配慮によって障壁を取り除き、誰もが人として尊重される「共生社会」を目指すものです。締結に先立って、国では障害者基本法や障害者総合支援法の改正、障害者差別解消法の成立など関連する国内法令の整備がすすみました。

|       |             |                                                  |
|-------|-------------|--------------------------------------------------|
| 平成23年 | 障害者基本法の改正   | 地域社会における共生の実現に向けた改正<br>障害の定義の見直し（社会的障壁などの文言を追加）  |
| 平成24年 | 障害者総合支援法の施行 | 障害者自立支援法を改正<br>制度の谷間のないサービスを掲げて利用対象の拡大など         |
|       | 障害者虐待防止法の施行 | 養護者、施設、職場などの障害者虐待を定義<br>通報義務や自治体の責務を明記           |
| 平成25年 | 障害者差別解消法の成立 | 障害者への差別的取り扱いの禁止、合理的な配慮の提供<br>相談窓口を設けるなど自治体の対応を明記 |

この他にも、障害のあるなしに関わらず身近な地域で学校教育を受けることを保障する「インクルーシブ教育システム」の構築、企業等の法定雇用率引上げや精神障害者の雇用義務化といった障害者雇用促進法の見直し、高齢者・障害者の移動等の円滑化に一元的に取り組むことを目指すいわゆる“バリアフリー新法”など、共生社会に向けた国レベルの動きが活発化しています。

### (2) 福祉制度の動き

平成18年に施行された障害者自立支援法は、平成25年4月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（障害者総合支援法）となり、新たに難病患者等が対象に加わったほか、従来の障害程度区分を、支援の必要な状況に応じて認定する「障害支援区分」へ改めるなどの見直しが行われました。

これまで一部の人を対象であった福祉サービス利用者の「サービス等利用計画」の作成は、平成24年4月からすべての利用者が対象となり、3年の準備期間を経て平成27年4月から完全実施となります。本市でも、平成27年1月時点で650名を超す利用者があり、全員のサービス等利用計画作成を行うための相談支援事業所の体制や質の確保が課題となっています。

# 計画相談の流れ

## 1 サービス利用の申請

窓口

市役所

「福祉サービスを利用してみよう」と思った。まずは市役所へ申請書を出します。まもなく、「計画相談支援員」がお手元に届きます。

## 2 相談支援事業所に依頼

相談支援事業所に、プラン作成を依頼します。あなたの現在の状況や、「サービスを利用しながらどんな暮らしを実現したいか?」「どのサービスも、どれだけ使いたいか?」などの事業所が自分に合いそうか? など、相談支援プラン作成に向けて、相談支援専門員があなたと一緒に考えます。

相談支援所

この間に、市役所からは利用者の暮らし寄り費（大人106項目、児童5領域10項目）などが行われます。

## 7 評価（モニタリング）

計画が上手くいっているか? 困っていることはないか? など、相談支援専門員と、定期的に面談りや見直しをします。必要に応じて計画の変更（サービスの種類や数の変更など）を行います。

サービスを利用しながら  
どんなふうに暮らしたい?

何か自分にあつた仕事をしてみたいな〜

家事が苦手なんだけど…  
誰か教えてくれるかな〜

家でなく日中どこかに  
行きたいな〜

1人暮らしをしてみたいけど…  
経験がなくて不安だな〜

## 3 計画(案)を提出

提出書類

具体的な目標や利用するサービス等の内容を定めた計画(案)を、市役所へ提出します。

障害福祉サービス 障害児通所支援

市役所よりサービスを使っていいですよという「決定通知」「認定通知」「受給通知」が届きます。

## 6 本計画の提出、実施

本計画を市役所に提出後は、計画に沿って実施に取り組みます。異変発生「取り組みが（生活全体）どう役立っているか?」を確認できるといいですね。

## 5 サービス担当者会議（ケア会議）

本計画の  
プラン決定

必要に応じて③・④の過程を繰り返し、みんなで目標に近づけていきます。

③の計画(案)をもとに、目標や課題の確認、今後の取り組みや役割分担などを、みんなで話し合います。実際に利用する事業所などでの具体的な支援内容等を定めた、本計画（サービス等利用計画）が出来上がります。

### （３）相談支援\*の体制整備

平成25年6月には、自立支援協議会の提言をもとに、3箇所の委託相談支援事業所を1箇所にまとめ、基幹相談支援センター\*が市役所内に設置されました。市の福祉総合相談体制における障害者支援の中核的な機関として、個別の相談支援のほか、地域の相談支援事業所の支援や人材育成、多方面の関係機関とのネットワークづくり、個別支援の課題を踏まえた地域の支援体制の充実に積極的に取り組んでいます。

今、少子高齢化や人口減少、働き方の多様化がすすみ、市民の暮らしをとりまく地域社会の姿は大きく変わっています。また、それまでのがん・脳卒中・心筋梗塞・糖尿病に加えて、精神疾患が5大疾病に数えられるなど、多くの人が様々なストレスを抱えながら日々暮らしています。障害や病気をきっかけに生きづらさを抱えることが、誰でも他人事とはいえない状況があります。

障害者相談支援センターにおいても、子どもから大人まで、既存の制度やサービスでは解決できない生きづらさを抱える人への関わりが増えています。制度の垣根を越えて、幅広い分野の関係者との連携や住民との協働がますます重要となっています。

## エピソード①「障害」と「障がい」と「障碍」、表記のちがいは？

この計画の素案がまとまりかけた、ある日の障害者計画部会で、ふと「障害」の表記について議論になりました。昨今、「害」という字のマイナスイメージを和らげるため、「がい」にひらがなを用いる「障がい」や、昔の漢字を用いる「障碍」という表記が見られます。南アルプス市はどうするのが良いのでしょうか？部会のメンバーからは様々な意見が出されました。

「障害者を“害を持っている人”と見られる。ひらがなの方がやわらかいのでは？」

「社会のなかで害を受けていると見るなら、その大変さは、文字でやわらげて済むのか？」

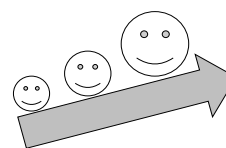
「ひらがな表記にできる所と、（法律の名前など）ひらがな表記にできない所がある」

「認知症や知的障害は、昔は違う言葉だった。障害も、もっとうまい言葉があると良い」

・・・いずれの表記であれ、一人ひとりが「障害」をどう捉えるか、障害のある人をどう捉えるかに関わる問題といえます。部会で結論は出ませんでしたが、議論があること自体をこの欄でみなさんに伝えようということになりました。あなたは、どう思われますか？

※この計画では、様々なご意見や議論があることを踏まえつつ、現在のところ国が法律などで用いている漢字の「障害」を統一して使用しています。また、「障害」は個人が持つものでなく、社会や環境との相互作用によって様々な生きづらさにつながるという考え方に立ち、社会的障壁を取り除く方向性のもとで施策を盛り込みました。

# 第3章 ライフステージを通じた 途切れのない支援の推進



1人の障害のある人が子どもから大人になるまでには、福祉サービスだけでなく、保健・教育・子育て・就労など多種の機関が、日々の支援に関わります。一生を通じて同じ機関、同じ支援者がずっと関わり続けることは、現実的に困難です。

だからこそ、乳幼児期・学齢期・成人期の各段階で、一人ひとりに応じた必要な支援が受けられ、その支援がつながって、切れ目なく円滑にライフステージを進んでいけることが重要です。人としての尊厳や誇りを獲得し、またそれらを失うことなく、充実した人生を送れる土台を、障害のあるすべての人に用意できなくてはなりません。

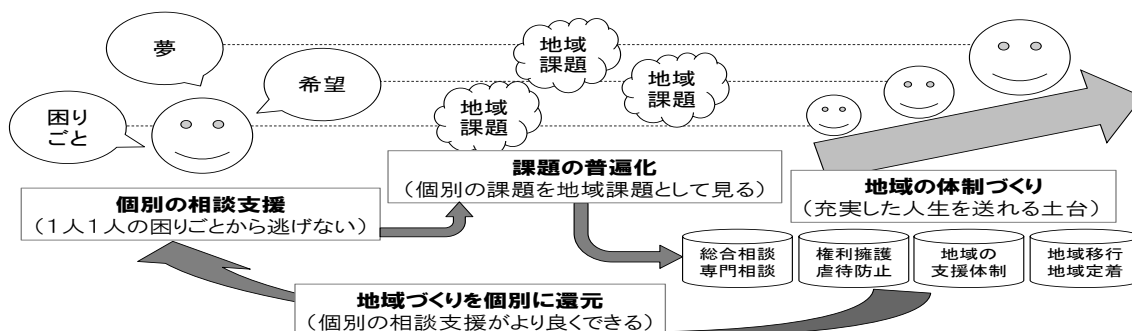
南アルプス市は、身近な市町村の責務として、一人ひとりにライフステージを通じた一貫した支援（途切れのない支援）を行う体制づくりをすすめます。

## 1 相談支援体制の充実

### （1）中核を担う基幹相談支援センターの機能強化

南アルプス市障害者相談支援センターは、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターです。年齢や性別、手帳や診断のあるなしに関わらず、障害にまつわる生きづらさを抱える人への相談支援を行います。また、それらの支援から見える地域の課題を自立支援協議会などで取り上げ、個別支援の土台となる地域の体制づくりにつなげる機能を持ちます。それらの機能が適切に発揮されるよう、設置環境の改善や、専門性を要する業務に適切な指導・助言（スーパービジョン）を受ける機会の確保、委託先となる事業者との連携につとめます。また、センターのあり方を継続的に評価、検証し、市全体の相談支援体制における今後のあり方を検討します。

◆南アルプス市障害者相談支援センターの機能

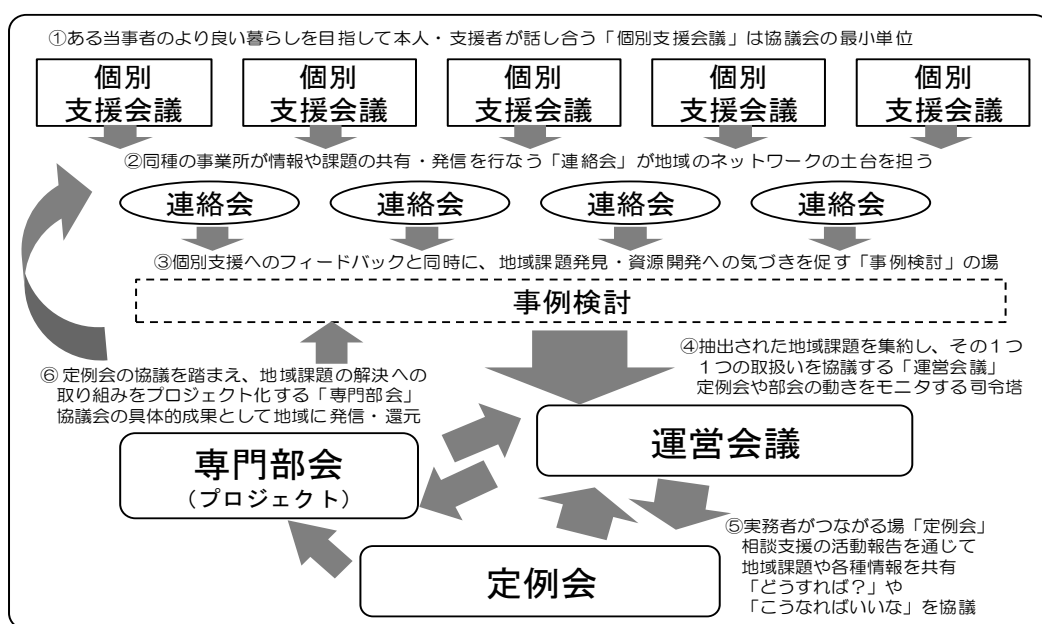


## (2) 支援体制をみんなで考える自立支援協議会の充実

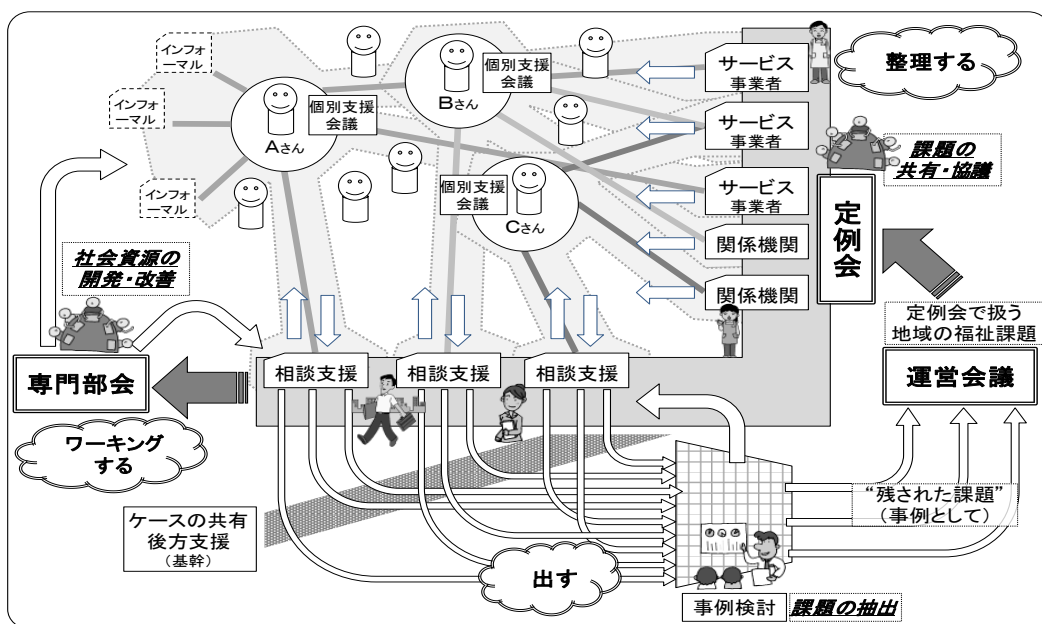
自立支援協議会は、障害者支援に関わる地域の関係機関の連絡調整と、支援体制の課題などに関する協議を行う官民協働の会議です。委員による定例会を中心に、運営会議、専門部会など、市と基幹相談支援センターがともにその運営を担います。

一人ひとりの障害のある人への支援の中で、すぐに解決できない困難な課題があっても、あきらめずにみんなで知恵を絞り、地域でより良い支援につなげていける場となるよう、継続的に推進します。また、その活性化にあたり、個別の事例から地域課題を抽出できる支援者の視点を育んでいきます。

### ◆南アルプス市障害者自立支援協議会の構成



### ◆個別の支援から地域課題の協議につなげる自立支援協議会の機能



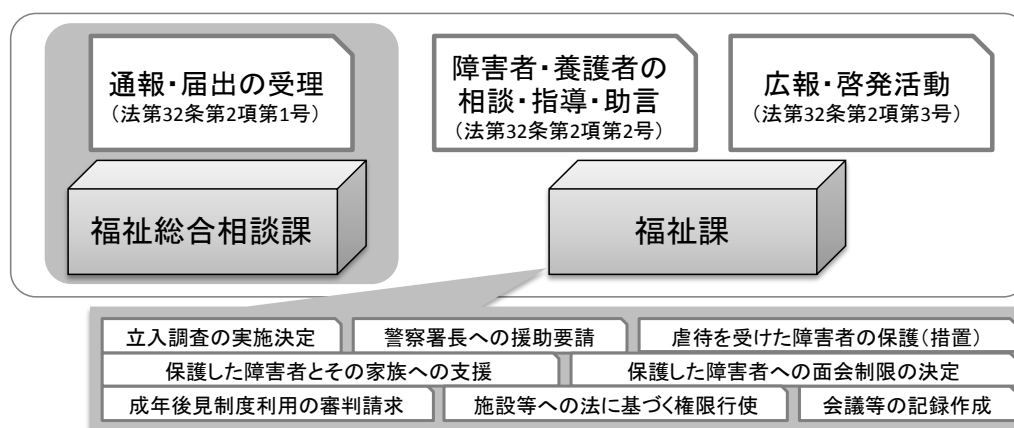
### (3) 権利擁護・虐待防止のための取り組み

障害のある人への重大な権利侵害である虐待の防止と早期発見のため、市民やあらゆる関係者に向けて、虐待の通報義務等について継続的な周知を行います。

市は障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待防止センターとして、通報・届出の受理、虐待を受けた人や虐待を行っている人への相談支援などを行う責務があります。すみやかな事実確認や本人の保護などの適切な対応を図るとともに、一時保護を行うための施設等の確保、医療機関や警察などとの連携構築など、障害者虐待対応協力者とのネットワーク構築を行います。

福祉サービスの現場で、支援者が障害者虐待に至るのを防ぐため、継続的に研修や啓発を行うとともに、相談支援体制の充実につとめます。

#### ◆南アルプス市障害者虐待防止センターの構成



障害により判断能力が十分でない人などが、福祉サービスの利用契約をはじめ、日常生活及び社会生活において不利益や権利侵害にあうのを防ぐため、成年後見制度\*や日常生活自立支援事業\*などの制度が必要な人に行き届くよう、本人、家族をはじめ障害のある人にかかわる関係者などへの普及啓発につとめます。自ら成年後見制度を利用するのが困難な人に対しては、制度利用の申立て等の支援を行います。

成年後見制度の活用に向けた地域の受け皿の整備として、市民後見人の育成、法人後見のあり方に関する検討など、南アルプス市社会福祉協議会が設置する南アルプス市成年後見センター及び市の高齢者福祉分野との連携につとめます。

## 2 途切れのない支援の推進

### (1) ライフステージを通じた一貫した支援のしくみづくり

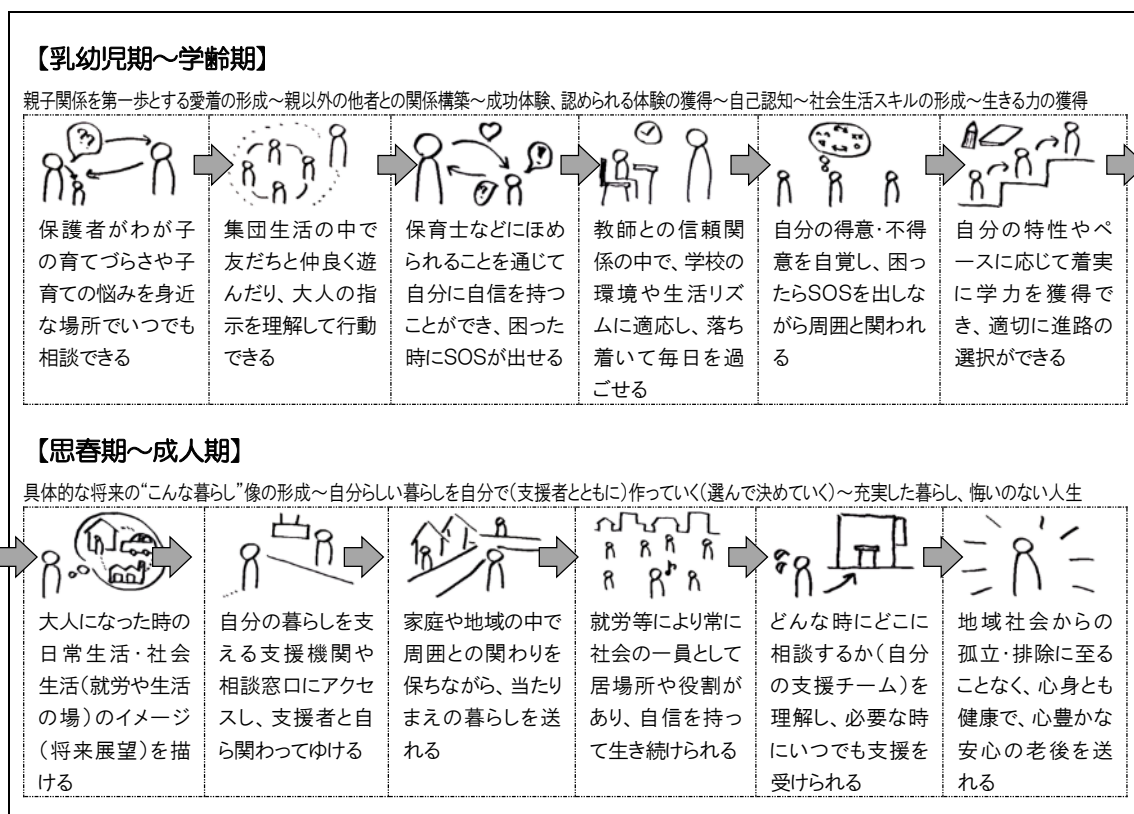
相談支援体制の重要な到達点として、障害や様々な特性により生きづらさを抱える人たちに、乳幼児期から成人期までの一貫した支援（途切れのない支援）を行う体制づくりを目指し、「南アルプス市途切れのない支援連携会議」を推進します。

一人ひとりが子どもの頃から日常生活、社会生活における成功体験を重ね、それぞれに社会の一員として自立した生活を送れるよう、福祉・保健・教育・子育て支援・就労等の関係機関の連携を深めます。

### (2) 多様な特性に応じた日常の関わりができる人づくり

途切れのない支援は、単に連携だけでは実現しません。一人ひとりにしっかりと向き合い、特性への見立て、個別支援や環境調整などの力を発揮できる支援者の人材育成を推進します。一人ひとりの成功体験を導き出すための支援の手立ては、特別な専門家や専門機関だけが知るものではなく、福祉・教育・保育などの現場で毎日関わる支援者の目利き・腕利きが不可欠な要素です。継続的・体系的な研修を行います。

◆「途切れのない支援」で目指す本人の姿



### 3 サービスの確保と質の向上

#### (1) 福祉サービスとその提供体制の確保

障害のある人への様々な福祉サービスは、自立した暮らしを支えるためになくってはならないものです。住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、一人ひとりが必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、その提供体制の確保につとめます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害者・障害児の福祉サービス等は、3年を1期とする南アルプス市障害福祉計画にその見通しを定め、進捗を管理します。施設・病院からの地域生活移行や、福祉施設から一般就労への移行、また、いわゆる親なき後を見すえた地域生活支援等について、国の指針に基づく目標を設定し、その達成に必要な訪問系・居住系・日中活動系などのサービスの、各年度における見込み量を盛り込みます。特に、平成27年度から完全実施となるサービス等利用計画の作成（計画相談支援及び障害児相談支援）について、利用者の暮らしに支障のないよう円滑な施行をすすめます。

障害者手帳の交付、医療費等の助成、福祉用具など、生活を支える各種サービスについては、手続きの円滑化や情報提供の充実により、必要な人の手に届きやすい体制づくりにつとめます。

#### (2) 保健医療サービスとその提供体制の確保

障害のある人にとって、心身の健康を保ち、またすでにある病気や障害と適切に関わっていくことは、地域で充実した暮らしを送るうえで大切な要素です。

常時の医療的ケアが必要な重度の身体障害や、増加する精神疾患、難病等への対応、生涯を通じたりハビリテーションの機会の確保など、必要な保健医療サービスをできるだけ身近な地域で受けられるよう、他の保健福祉施策との連携や広域的な対応も含め、関係機関との協力につとめます。

また、特定の専門機関に限らず、地域の身近な医療機関や健康診断などを、障害のある人が他の人と同じように利用できるよう、必要な配慮等について普及啓発につとめます。

### （３）本人中心のより良い支援を担える人づくり

サービスの現場では、チームで共有した支援計画に基づく支援、支援者の都合でなく本人の希望や利益を中心におく支援、制度や事業の枠内でなく本人の生活を基盤とする支援が求められます。一方、支援の困難があっても、日々の忙しさの中ですぐに解決できず、抱え込みや燃え尽きの不安もある中で多くの支援者が働いています。

一人ひとりが権利擁護の視点を持ち、利用者の夢や希望の実現に役立つサービスを目指すとともに、支援者自身も夢や希望をもって仕事ができる職場や地域の環境をつくる必要があります。「より良い支援」「虐待のない支援」を目指し、現場の従事者や管理者、相談支援など様々な支援者を対象に、市として研修や事例検討会などを充実し、支援者の学びを継続的・体系的に支える体制づくりにつとめます。

### （４）福祉に関する市の窓口サービスの向上

障害のある人は、手帳や医療費、福祉サービスの申請など、１年に何度も市の窓口を利用することがあります。市職員にとっては毎日の業務でも、一人ひとりの来庁者には多くの場合、ただ一度の手続きです。丁寧な説明や対応は当然のこと、基本姿勢としてご本人の目線にたって耳を傾け、共感し、その解決に向けてお手伝いするという意識をもつよう研修や啓発を行います。また、法律の用語を単に詰め込んだような難解な文書をできるだけ作らず、敷居の低い行政サービスの提供につとめます。

#### エピソード② 支援者の学びあい

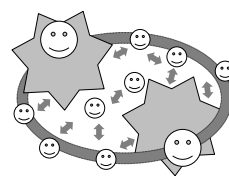
ここ数年、南アルプス市では、福祉サービスに関わる支援者の学びの場として、研修や事例検討会の企画が盛んです。その企画には障害者相談支援センターや自立支援協議会が関わっています。

「より良い支援につなげるための座談会」は、平成２４年度に市が行った福祉施設従事者向けの障害者虐待防止セミナーをきっかけに、年３回ほど開催されています。市内と周辺の障害者・障害児の福祉サービス事業所から、若手を中心とする現場のスタッフが集い、ふだん顔を合わせる機会のない他の事業所の人たちとのざっくばらんな話し合いをとおして、日々の仕事に向き合う気持ちのあれこれを分かちあい、より良い支援に向けて何ができるか？を見つけて自分も元気になろう！という場です。

一方、毎年春には、本人中心の相談支援をテーマに「相談支援スキルアップ研修会」が開催されています。障害者の相談支援事業所の多くは、まだ歴史も浅く、１人体制など心もとない状況にあるのが実情です。利用者一人ひとりの多様なニーズによりそい、支援者の適切な関わりを引き出す計画相談の仕事は、手探りの毎日。ご本人の力を信じ、ご本人に学び、「当たり前の暮らし」に近づける支援者であるよう、地域の相談支援専門員が日頃から顔を合わせ、１つのチームという意識とともに学びあっています。



## 第4章 障害のある人を取りまく 地域社会の環境づくり



近年、「障害は個人のものであり、自分で努力して乗り越えよう」という考え方よりも、「社会や環境を変えることで、障害を取り除こう」という考え方が主流となっています。例えば車いすを利用する人は、そのままでは道路や建物の段差をこえられませんが、そこにスロープがあれば、段差を意識せず通ることができます。また、そのスロープは障害のある人もない人も誰もが通ります。障害のある人が住みやすいまちづくりは、誰もが住みやすいまちづくりにつながります。

現代の社会には、目に見える段差以外にも、社会のルールや人間関係、差別、偏見など、障害のある人を取りまく「社会的障壁」があります。南アルプス市は、共生社会を目指し、ハードとソフト両方の面からバリアフリーを推進していきます。

### 1 とともに生きる地域づくり

#### (1) 障害に対する市民の理解促進・啓発

障害に対する差別や偏見、無理解といった社会的障壁を取り除き、心のバリアフリーを促進するため、市民に向けた福祉教育\*の充実をすすめます。学校の教育活動に限らず、地域で子どもから大人まで、当事者やボランティアなど幅広い市民の参加と協力によるセミナーや交流・体験活動、広報活動などを展開します。

障害のある人となない人が出会い交流する中で、「支援する人とされる人」「弱者に手をさしのべる」といった一方的な見方でなく、お互いが人として理解しあい、自他を尊重し支えあえるような価値観を育み、共生社会の担い手を増やすことを目指します。

#### (2) 当事者活動や当事者参画の推進

障害のある人や家族など、同じ状況にある人どうしが集い、分かちあう中で、自身の力や問題解決の糸口の発見や、地域社会で役割を担うことなどにつなげる自助グループやピアカウンセリング\*などの自発的、主体的な活動の充実につとめます。

また、障害者施策などの政策決定やまちづくり、地域の様々な動きが、当事者不在で進められることなく、議論や意思決定の過程への当事者参画を広げ、障害のある人がその思いや力をもとに、対等に役割を発揮できるまちづくりをすすめます。

### （３）災害や犯罪に対する安全・安心の確保

障害のある人は、災害時に自力で避難できない、災害に関する情報を円滑に入手できない、避難先などでの食事や排せつ、服薬、対人関係などに不安があるなど、人それぞれに支援や配慮を必要とします。また、日頃から、悪質商法や振り込め詐欺をはじめとする犯罪被害について、身近な問題として不安を感じている人がいます。

非常時に限らず、日頃から地域社会の一員として見守り支えあう防災・防犯体制に向けて、要援護者支援カード（あったかカード）\*の普及などに、地域関係団体や住民と連携して取り組みます。また、福祉施設との協定による福祉避難所の確保、障害のある人を交えた地域の防災訓練の実施など、具体的な備えや普及啓発をすすめます。

### （４）文化芸術活動、スポーツ等の充実

文化芸術活動、スポーツをはじめ、趣味や娯楽などで自由に過ごす時間の充実は、日々の楽しみだけでなく、気分転換や緊張を和らげるなど健康保持、自立支援としての意義があり、生活の質を高める重要な意味をもっています。障害のある人だけの特別なものを目指すのではなく、障害のある人もない人もともに交流できるような場づくりが重要です。一人ひとりが興味関心を広げ、個性や能力を活かして気軽に出かけられるよう、既存の催しや団体、情報手段を活用しながら支援の充実を図ります。

#### エピソード③ 記録的な大雪、その時・・・

平成26年2月中旬、山梨県内は観測史上にない記録的な大雪に見舞われました。南アルプス市内でも広範囲で1mを超す積雪となり、それから数日間、道路や鉄道が寸断されて県全体が“陸の孤島”となりました。



直後に開催された計画策定のための座談会でも、大雪にまつわる話題が多く出されました。

「通所する事業所が何日も休みになり、利用者が自宅でストレスをためていた」「ヘルパーがスコップ持参で訪問していた」「自力で雪かきできない世帯が孤立した。ボランティアの支援に助けられた」「今回、避難の必要はなかったが、もし避難が必要だったらどうなったか・・・」

障害はあっても地域で安心して暮らすために、それを支えるいろいろなものが、いっぺんに不足するのが災害時ともいえます。医薬品やトイレなど切実な問題もあります。災害に強いまちづくりには、障害のある人の視点も活かした対策が必要です。

そんな中、対照的なこんなお話もありました。「あったかカード（災害時要援護者支援カード）に登録しているが、地域の人から声かけがなかった」「あったかカードには登録していないが、日頃から隣近所の組の人たちとの付き合いがあり、雪かきをしてもらった」

日頃から、身近な隣近所とのつながりをどう持つか。障害があることを周囲の人に知らせたくないと思う人もいます。障害があってもなくても1人の地域住民として、困ったときに助けあえる地域づくりの必要性も、改めて考えさせられた大雪でした。

## 2 バリアフリーのまちづくり

### (1) 誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備

道路や建物の段差解消をはじめ、障害のある人や高齢者にとって社会生活上の障壁（バリア）となるものを取り除き、バリアフリーな生活環境の整備をすすめます。

障害のある人だけに特別なものを用意するのではなく、障害のあるなしに関わらず、子どもから高齢者まで、はじめから誰もが利用しやすいものを作ることをさす「ユニバーサルデザイン」\*の考え方の普及を図ります。

数センチの段差が障壁となる車いす利用者と、点字ブロックなど一定の凹凸がかえって手がかりとなる目の不自由な人では、必要とする配慮が異なる場合などもあります。市が新たな公共施設等をつくる際には、様々な立場の人の意見を事前に聞きながら、円滑な整備を行うようにつとめます。既存の公共施設や各種行事、選挙の投票所などにおいても、誰もが利用しやすい環境整備や配慮の充実を図ります。

### (2) 移動や外出の保障

障害のある人は、移動や外出の制約を受けやすく、外出を通じた様々な体験も不足しやすい状況にあります。外出をあきらめている人や、可能性に気づけないでいる人もいます。通院や公的な手続きなどやむを得ない外出以外にも、買い物や飲食、趣味など、一人ひとりが行きたいとき、行きたいところへ出かけることは、充実した暮らしに欠かせない当たり前のことです。誰もが行く場所へ、障害のある人も同じように行くことが、地域社会にとって当たり前となる必要があります。

移動や外出を個別に支援するものとして、外出の介助と送迎を行う福祉サービス、タクシーや自家用車の利用に対する助成制度の活用をすすめます。福祉サービスについては食事や排せつ、意思疎通など一人ひとりに応じたきめ細かな支援の充実や、不足する民間事業者の福祉有償運送の確保、利便性の向上につとめます。

障害のあるなしに関わらず市民の誰もが利用しやすい生活基盤として、地域における公共交通のあり方について検討し、必要な方策を実施していきます。

また、外出を支える要素として、移動手段の問題だけでなく、地域社会における人と人とのつながりや、居場所・役割の創出といった面でも、障害のある人は制約を受けやすい状況があります。社会的孤立を防ぎ、地域社会の一員として活躍できるよう、市の福祉施策全体の課題として、高齢者など他の分野とも連携して取り組みます。

### （３）情報の保障と意思疎通支援

私たちは普段、生活の中で関心のあることや、趣味、気象や災害、相談など様々な情報を取り入れています。また、情報には、人の会話、紙に書かれたもの、機械や電波をととした信号の交換など様々な形があります。手に入れた情報や生活に必要な情報を、誰もが適切に得られるよう、目や耳が不自由な人、刺激に左右されやすい人など、多様な特性にあわせた情報保障の充実につとめます。

また、自分の意思を相手に伝えたり、相手の意思を知ったりすることも、生活の中では欠かせない行為です。誰もが円滑に他の人との意思疎通を図れるよう、点字や手話通訳、要約筆記をはじめとする意思疎通支援の充実を図ります。

#### エピソード④ みんなで「公共施設のバリアフリー」を考える

市内を拠点に障害者とその支援者などが参加するグループ「支えあう会ピーチ&グレープ」は、平成２３年度に市との協働事業で、市内公共施設のバリアフリー実態調査を行いました。

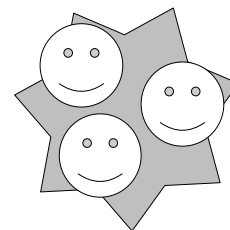
代表の芦沢さんが「昔ある全国シンポジウムで『地域ごとのバリアフリー環境整備の濃淡には、障害者本人の活動の濃淡が映し出される』と聞いた。では、わがまちの当事者の取り組みはどうか？」「社会参加や外出などの自立した生活を営む上で、本人たちが生活環境整備に寄せる生の声を発しなれば」と考え、みんなで話し合っ



て話し合っ提案したものです。お金をかけて造られた公共施設や道路でも、階段しかない、段差が高い、通路や歩道の幅が狭い、水路の蓋がガタゴト、スロープが急で通れず一旦車道へ出たら歩道に戻れなかった・・・など、その立場に立ってみないとわからない改善点を多く抱えているものです。調査は、真夏の暑い時期に、旧町村ごと６地区を平均５０名（３００名弱）の参加を得て実施されました。参加者からは、「何気なく歩いていた歩道や道路だが、車いすに乗ってみて、段差や急斜面、凹凸の多さに驚いた。こんなに不便で危険なものか」（車いすを体験した学生）、「車いす利用者をはじめ多くの人々が日々利用する道路が、不便なものであったのは申し訳ない」（市で工事に携わった担当者）など、率直な感想が聞かれました。

合併してできた南アルプス市には、多くの公共施設があり、市の道路なども新設や改修が続いています。一度造ってしまったものは、改修にも多額の公費がかかります。造る側と利用する側、お互いにとってより良い環境整備をするには、造る前の意思疎通が大事です。この調査結果が今後のヒントとして活かされ、バリアフリーやユニバーサルデザインが、市民にとって身近で当たり前のものとなることを期待したいと思います。

## 第5章 障害のある人の 活躍を広げるまちづくり



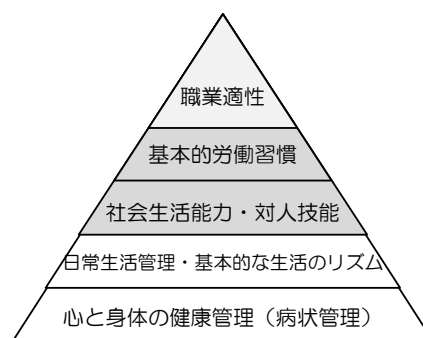
これまでの障害者施策は、多くの場合、障害のある人を「支援が必要な人」「支援を受ける人」と捉え、その人たちを救済するための様々な手立てを考えてきました。しかし、障害があってもなくても、人は誰にでもできること・できないことや、得意・不得意があります。「支えられる」だけではない、人それぞれの力を持っています。

働くことをはじめ、持っている力を活かして、社会の一員として役割や責任を果たしながら自己実現を図り、充実した暮らしを送れることは、障害のある人にとっても当たり前のことでなくてははいけません。少子高齢化が進み、人口が減少していく中で、南アルプス市は、地域社会の豊かな未来をひらく活力の担い手として、障害のある人の持っている力を信じ、その活躍を広げていけるまちづくりを目指します。

### 1 障害のある人が働けるまちづくり

#### (1) 自分の力を活かせるための就労準備支援の充実

個人が働くためには、具体的な作業を遂行する能力や働くことへの理解といった職業面の要素と、その暮らしの土台となる心身の健康や生活リズムといった要素がそれぞれ求められます。これらは「就労準備性」といわれます。働くことを希望する人が、障害や病気など様々な背景があっても、就労準備性を高め、その人のもつ力を発揮できるようにする支援が必要です。



◆就労準備性のピラミッド(高齢・障害者雇用支援機構作成)

一人ひとりが自分の問題点や課題だけでなく、自分の持つ力や可能性をもとに成功体験を積んだり、成功につなげるための適切な失敗体験を積んだりすることに、福祉や教育の現場で支援者が適切に関わる必要があります。

働くことへの理解やイメージを深めるための支援、成功と失敗を含めて試行し学ぶための支援、経験を広げる中で他者に認められる感覚を味わい、働くことの実感や、自分が大人になることへの具体的な将来展望をもてるための支援を、地域の関係者が協力しあう中で一つ一つ作り出していくことを目指します。

## (2) 働きたい人を働く場につなげる就労支援の強化

地域には障害者雇用や就労支援に関わる機関が多くあります。障害者総合支援法に基づく福祉サービスのうち、就労支援の事業を行う事業所も増えています。一方で、福祉施設から一般就労への移行につながる動きは十分とはいえない状況です。

一人ひとりの働く意欲や希望をもとに、本人のもつ力を活かして働く場につなげること、その取り組みや障害のある人のもつ力を、企業など地域の様々な方面へ発信していくことが、これらの機関の役割といえます。各機関の機能が十分に発揮され、多くの人が自分の目指す姿を実現できるよう、自立支援協議会における就労支援の取り組みを強化します。点在する各機関の連携を深め、働くこと、働き続けること、再び挑戦することへの支援の充実を図ります。

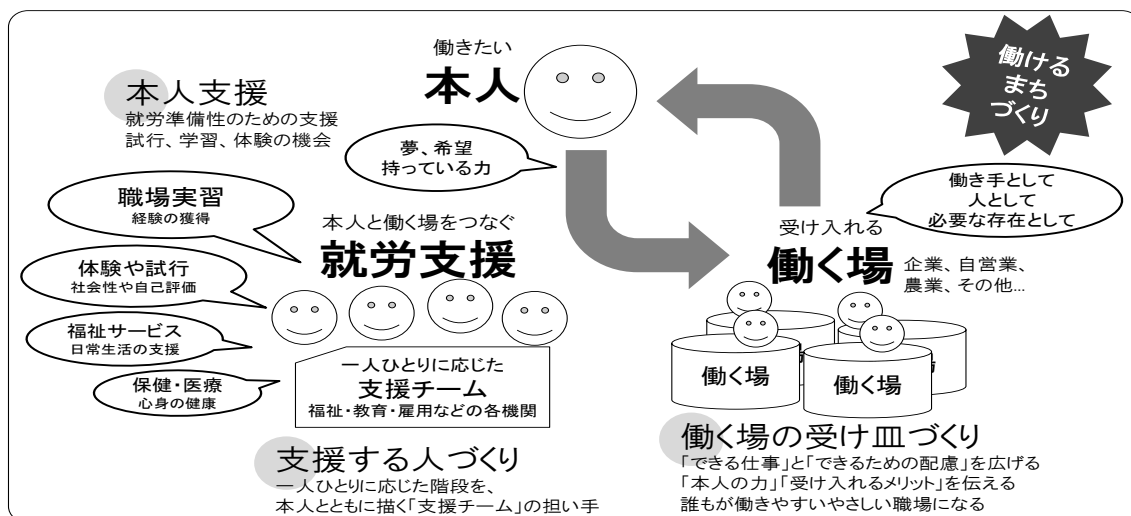
また、障害者優先調達推進法のもと、地域における福祉的就労の活性化も図ります。

## (3) 働きたい人を地域で受け入れるネットワークづくり

障害のある人の働く場を広げるには、働きたい人に訓練等を行うだけでなく、その人の力が発揮できる仕事や、特性に合わせた配慮、働きづらさの軽減ができるような職場の受け皿を確保することも必要です。

障害のある人に配慮できる職場をつくることは、他の多くの人にとっても働きやすい職場環境を用意することにもつながります。雇用する側の人たちが、障害のある人のもつ力や、ともに働くための方法、多様性を受け入れる環境をつくることの利点などに理解を深めることは、その職場、さらには広く地域社会の活力を高めることにもつながります。その理解を広げ、多様な人の働く場、働く機会を用意できるまちとなるために、福祉分野に限らず、地域のあらゆる企業や事業主との幅広いネットワークを構築し、普及啓発や実践の創出に取り組みます。

### ◆一人ひとりの力を働く場につなげる「働けるまちづくり」



## 2 誰もが必要とされるまちづくり

### （１）障害があってもなくても地域社会の中で人として必要とされ活躍できる多様な場づくり

障害のある人が、地域の中で1人の市民として、持っている力を活かし、自分や他の誰かに必要とされる居場所や役割を獲得し、目的、目標、責任や達成感をもちながら、毎日をいきいきと暮らせるための支援や活動の創出に取り組めます。

働くことに限らず、地域活動や家庭、学校、ボランティア、福祉サービスなど様々なところで、自分らしい生き方や自分らしい時間を、自分で追求しているという実感がもてることや、そんな自分を理解してくれる人が近くにいることなどは、充実した暮らしを支えることにつながります。

「リカバリー」\*と呼ばれるこの考え方は、障害のある人に限らず、支援者も当事者もすべての人にとって、その実感を手に入れる意味があります。広く地域にその普及を図る取り組みをすすめ、障害があってもなくても同じ人であり、同じように「当たり前の暮らし」があるという「ノーマライゼーション」\*の実現を目指します。

#### エピソード⑤ 障害のある人の活躍の場を広げよう

平成26年9月、南アルプス完熟農園の予定地にあるブドウ園で、市内の障害のある人のブドウ収穫体験が行われました。東京都内の団体が企画した、農業との関連による障害者就労支援の取り組みです。市内在住の人や、市内の福祉事業所に通う人たち8名が、スタッフから説明を受けながら完熟期を迎えたピオーネ約100房を収穫しました。このあと約2ヶ月にわたり、箱の組み立てや、摘果、パック詰め、草刈り、スイーツ製作などいくつかの工程に取り組み、製品化されたブドウは、主催者が用意した販路によって都内で販売されました。



近年、障害のある人や、様々な理由から就職が難しい人と、農業を結びつける動きとして、福祉施設による農業経営や、農業生産法人による障害者雇用、就職に結びつけるステップとしての中間的就労などの取り組みが見られています。農業の後継者不足や耕作放棄地の増加は、南アルプス市でも大きな課題ですが、できる仕事や配慮のある環境など、働ける形を用意することで、障害のある人も強力な担い手となることができます。障害のある人の輝きが、地域を照らし、豊かな未来を切り開くよう、障害のある人もない人も一人ひとりが心と心をつなぎ合い、歩んでいくことが求められています。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 障害者施策推進協議会

障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき市町村が条例を定めて設置する「審議会その他の合議制の機関」です。

南アルプス市障害者施策推進協議会は、障害者団体、障害者福祉関係者、有識者、関係行政機関など委員20名以内で構成され、障害者計画のほか市の障害者施策に関する事項を審議します。この計画の重点施策について、各年度における具体的な取り組み状況を取り上げ、本市の障害者施策について実質的な議論を深めます。

### 2 障害者自立支援協議会

障害者総合支援法では、地域の実情に応じた障害者支援体制の整備を図るため、関係機関や当事者などが、相互の連絡調整や地域の課題を話しあうため、地方公共団体が単独または共同で協議会をおくことが定められています。

南アルプス市障害者自立支援協議会は、この機能を担うため、定例会を中心に専門部会や連絡会など柔軟な形で展開する、各機関の実務者などによる官民協働の場です。その機能を活用して、支援者や当事者、多様な人たちの力を結集し、この計画を推進するためのネットワーク構築と具体的な取り組みの推進を図ります。

### 3 市の庁内推進体制

市は、法に基づく障害者の援護の実施者として、その責務を自覚し、一人ひとりの「当たり前の暮らし」を保障するため、障害のある人のための施策を主体的に推進します。特定の人々の利益に偏ることなく、広くみなさんの声を受け止め、官民協働を旨として適切に合意形成を図りながら、共生社会の実現に取り組めます。

障害者施策は広く誰もが暮らしやすい地域づくりに関わるものであり、障害者福祉分野だけが課題を抱えることのないよう、地域福祉計画など他の計画とも一体的に連携しながら、横断的な庁内体制の構築や市職員への普及啓発につとめます。

## 第3次南アルプス市障害者計画の体系

| 基本理念       | 基本目標                      | 重点施策                     | 具体的な取り組み                                                                                       | 主な実施事業                                                                  | 市総合計画に掲げる「まちづくり指標」                                                                |
|------------|---------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 自立と共生社会の実現 | ライフステージを通じた途切れのない支援の体制づくり | <b>1 相談支援体制の充実</b>       | (1)中核を担う基幹相談支援センターの機能強化<br>(2)支援体制をみんなで考える自立支援協議会の充実<br>(3)権利擁護・虐待防止のための取り組み                   | 障害者相談支援事業（基幹相談支援センター機能強化事業・障害者虐待防止対策を含む）／成年後見制度利用支援法関連事業 など             | 障害者相談支援事業の相談件数<br>[現況] H25：3,415 件<br>[目標] H31：3,000 件<br>H36：2,500 件             |
|            |                           | <b>2 途切れのない支援の推進</b>     | (1)ライフステージを通じた一貫した支援のしくみづくり<br>(2)多様な特性に応じた日常の関わりができる人づくり                                      | 障害者相談支援事業（基幹相談支援センター機能強化事業を含む）／総合相談事業／保育所運営／乳幼児発達支援事業 など                |                                                                                   |
|            |                           | <b>3 サービスの確保と質の向上</b>    | (1)福祉サービスとその提供体制の確保<br>(2)保健医療サービスとその提供体制の確保<br>(3)本人中心のより良い支援を担える人づくり<br>(4)福祉に関する市の窓口サービスの向上 | 介護給付・訓練等給付事業／障害児通所等給付事業／補装具支給事業／日常生活用具給付事業／自立支援医療給付事業／重度心身障害者医療費助成事業 など |                                                                                   |
|            | 障害のある人を取りまく地域社会の環境づくり     | <b>1 とともに生きる地域づくり</b>    | (1)障害に対する市民の理解促進・啓発<br>(2)当事者活動や当事者参画の推進<br>(3)災害や犯罪に対する安全・安心の確保<br>(4)文化芸術活動、スポーツ等の充実         | 地域活動支援センター事業／手話奉仕員養成研修事業／災害時要援護者台帳システム整備事業／白根乗馬福祉公園管理事業／障害者福祉会活動支援事業 など | バリアフリーやユニバーサルデザインを知っていると答えた市民の割合<br>[現況] H26：60.8%<br>[目標] H31：65.0%<br>H36：70.0% |
|            |                           | <b>2 バリアフリーのまちづくり</b>    | (1)誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備<br>(2)移動や外出の保障<br>(3)情報の保障と意思疎通支援                                      | 日常生活用具給付事業／タクシー初乗り運賃助成事業／移動支援事業／手話通訳設置事業／手話通訳者等派遣事業 など                  |                                                                                   |
|            | 障害のある人の活躍を広げるまちづくり        | <b>1 障害のある人が働けるまちづくり</b> | (1)自分の力を活かせるための就労準備支援の充実<br>(2)働きたい人を働く場につなげる就労支援の強化<br>(3)働きたい人を地域で受け入れるネットワークづくり             | 介護給付・訓練等給付事業／障害児通所等給付事業／障害者相談支援事業／生活訓練事業／生活困窮者自立支援法関連事業 など              | 福祉サービス利用による企業などへの一般就労者数<br>[現況] H25：2 人<br>[目標] H31：22 人<br>H36：34 人              |
|            |                           | <b>2 誰もが必要とされる地域づくり</b>  | (1)障害があってもなくても地域社会の中で人として必要とされ活躍できる多様な場づくり                                                     | 地域活動支援センター事業／移動支援事業／介護給付・訓練等給付事業／障害児通所等給付事業／生活困窮者自立支援法関連事業 など           |                                                                                   |

|                  |      |                        |                      |                     |                             |
|------------------|------|------------------------|----------------------|---------------------|-----------------------------|
| 南アルプス市<br>地域福祉計画 | 基本理念 | ともに生き支えあう地域づくり         |                      |                     |                             |
|                  | 基本目標 | 1 一人ひとりを見逃さず見捨てない地域づくり | 2 誰にでも役割や居場所がある地域づくり | 3 お互いが認めあい支えあう地域づくり | 4 支援者が“支援のあるべき姿”を実践できる地域づくり |

# 資料編

## 1 主な用語の解説

### \*バリアフリー（P1）

障壁（バリア）がないという意味の言葉です。日常生活、社会生活における物理的、心理的、あるいは情報などの様々な障壁を取り除くことで、障害のある人や高齢者などが暮らしやすくなる状態をさします。道路や住宅の段差解消、点字ブロックなどはそれにあたります。

### \*ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）（P1）

地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化・経済・社会的に持続可能な発展を目指すユネスコ（国連教育科学文化機関）の取り組みです。平成26年6月現在、日本では7地域が登録されています。

### \*発達障害（P6）

年齢とともにできることが増えたり、得意や不得意、こだわりがあったりすることは誰にでもあります。そうした成長・発達のしかたが他の人と異なり、「周囲の状況や相手の気持ちを想像するのが苦手」「場面の切り替えや特定の作業が苦手」などの特性によって、本人が生きづらさを抱えるのが発達障害です。自閉症スペクトラムや学習障害などに分類され、子どもから大人まで、身近な市町村における支援の体制づくりが急がれています。

### \*高次脳機能障害（P6）

病気や事故で脳に損傷をうけた人が、物忘れや作業のミス、集中力や遂行力の低下、感情の起伏が出るなどの症状によって、日常生活や社会生活に制約を受ける状態をいいます。見た目ではわかりにくく、周囲の理解が少ない中で生きづらさを抱えることがあります。

### \*相談支援（P8）

窓口やその場だけの話で終わる“相談”と違い、“相談支援”は、相談内容を継続して支援し、課題解決や適切なサービスの調整、ご本人の自己解決力の向上などに継続的に寄り添っていく関わりのことです。

### \*権利擁護（P8）

ある人の権利をまもることです。病気や障害、高齢などにより支援を必要とする人であっても、その人らしい暮らしを他者に決められるのではなく、自分で自分の人生を歩めるようにすることです。障害のある人にとって、その基本的なことが、本人も周囲も気づかぬうちに見落とされたり、周囲が先回りするあまり十分な経験を積めないでいたりするなど、権利擁護の視点は、あらゆる支援の場面で重要であり欠かせないものです。

### \*基幹相談支援センター（P8）

障害者総合支援法に基づいて市町村が設置する、障害者の相談支援に関する中核的な機関です。相談支援専門員が、障害にまつわる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、権利擁護や地域移行、相談支援体制の強化など地域づくりの取り組みを行います。

### **\*成年後見制度（P12）**

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、不利益な契約や悪徳商法の被害など権利侵害にあうのを防ぐため、家庭裁判所が選任する後見人などが、本人にかわって財産管理や福祉サービス利用契約などの法律行為や日常生活の支援を行う制度です。

### **\*日常生活自立支援事業（P12）**

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人に、ご本人との利用契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、定期的な訪問などの支援を行うものです。ご本人と契約する点が成年後見制度とは異なります。市町村にある社会福祉協議会が窓口となります。

### **\*福祉教育（P16）**

誰もが人として尊重され、当たり前の幸せな暮らしができる社会環境をつくるため、子どもから大人まであらゆる人を対象に、お互いが認めあい支えあう意識や態度などを育むことを目指して行われる教育実践です。例えば、障害のある人に対して単に「支援が必要な人」「かわいそう」「助けてあげる」という見方でなく、対等な人としての関わりの中で、お互いの同じところ、違うところ、持っている力に気づき、関わりあいながら生きていくという共生の価値観を目指すのが、今日の福祉教育の主流となっています。

### **\*ピアカウンセリング（P16）**

ピアとは「対等」「仲間」を表す言葉です。ピアカウンセリングとは、共通の経験や似た背景をもつ人どうしが、対等な関係の中で、経験にもとづく思いや気持ちを分かちあうことです。お互いに支えあう時間を通して、自分自身と仲間のより良い生活を目指すものです。

### **\*要援護者支援カード（あったかカード）（P17）**

市災害時要援護者支援マニュアルに基づき、高齢者や障害者など災害時に自力で避難するのが困難な人に対し、支援する近隣住民を登録し、災害時の避難支援や日頃の声かけ・見守りを行うことを目的とするカードです。

### **\*ユニバーサルデザイン（P18）**

障害のある人や高齢者のために障壁となるものを取り除くというバリアフリーの概念に対し、一部の人への特別扱いでなく普遍的（ユニバーサル）に、多くの人が利用できる建物や空間、製品などを、最初から設計（デザイン）しようという考え方です。

### **\*リカバリー（P22）**

どのような困難を抱えていても、一人ひとりが自分の暮らしに対する主導権を握り、充実した人生を歩んでいく過程や、その経験をさします。精神疾患のある人への支援の中心的な概念となっているものですが、障害のあるなしにかかわらず、すべての人に通じるものです。

### **\*ノーマライゼーション（P22）**

障害者と健常者がお互いを特別視せず、また障害者を社会から排除せず、普通の人として受け入れ、社会生活をともにしよう、それを当たり前のことにしようという考え方です。1960年後に北欧で提唱され、その後、世界中に広がった社会福祉の理念です。

## 2 名簿

### (1) 南アルプス市障害者施策推進協議会

| 氏名    | 所属等                                           | 備考  |
|-------|-----------------------------------------------|-----|
| 若尾 誠  | 山梨県中北保健福祉事務所峡北支所 次長                           |     |
| 野口 博文 | 甲府公共職業安定所 所長                                  |     |
| 上野 肇  | 南アルプス市民生委員・児童委員協議会 会長                         |     |
| 中澤まゆみ | 社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 地域福祉課長                    |     |
| 上田 譲二 | 特定医療法人南山会 峡西病院<br>コメディカル部ジェネラルマネージャー          | 副会長 |
| 星野 浩章 | 山梨県立わかば支援学校 校長                                |     |
| 飯室 正明 | 社会福祉法人三井福祉会 あんだんて<br>山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー |     |
| 浅野 伸二 | 南アルプス市障害者福祉会 会長                               |     |
| 東條 芳彦 | 南アルプス市視覚障害者福祉会 会長                             |     |
| 坂本 洋  | 南アルプス市聴覚障害者協会 副会長                             |     |
| 梅原 文子 | 中巨摩心身障害児（者）父母の会 副会長                           |     |
| 芦沢 茂夫 | 支えあう会ピーチ&グレープ 代表                              |     |
| 中込 久美 | 南ぷすねっと保護者のつどい 代表                              |     |
| 齊藤 綾子 | 特定非営利活動法人ほほえみの会 理事長                           |     |
| 塩澤 一夫 | 社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会<br>県立育精福祉センター成人寮 所長         | 会長  |
| 平井 隆憲 | 特定医療法人南山会<br>地域活動支援センターきがる館館長、きづな管理者          |     |
| 栗原 早苗 | 社会福祉法人さかき会<br>みらいコンパニー総合施設長、ぽけっとはうす管理者        |     |
| 内藤 正文 | 社会福祉法人青い樹の会<br>ワークハウスみどりの家施設長、レーベン管理者         |     |
| 塩澤 和代 | 社会福祉法人深敬園<br>ともろうらんど所長、ともろうなんでも相談室管理者         |     |
| 望月 和夫 | 社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会<br>生活支援センターなしのみ 管理者         |     |

(2) 南アルプス市障害者自立支援協議会 障害者計画部会

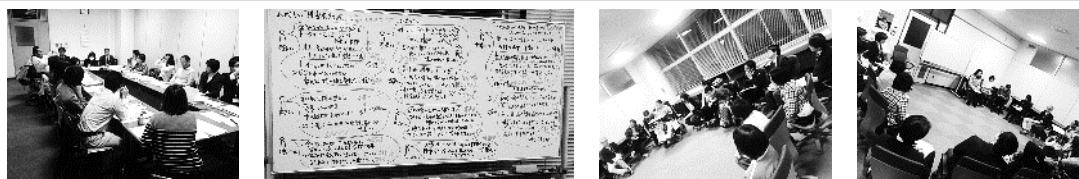
| 氏名    | 所属等                       | 備考     |
|-------|---------------------------|--------|
| 栗原 早苗 | 社会福祉法人さかき会 みらいコンパニー総合施設長  | 部会長    |
| 長澤 千鶴 | 当事者                       |        |
| 秋山 達也 | 当事者                       |        |
| 芦沢 茂夫 | 当事者、支えあう会ピーチ&グレープ         |        |
| 中込理恵子 | 保護者、南ぶすねっと保護者のつどい         |        |
| 鴨作 光昭 | 南アルプス市障害者相談支援センター 相談支援専門員 |        |
| 久保志津子 | 特定医療法人南山会 きづな 相談支援専門員     |        |
| 利根川 圓 | 南アルプス市福祉課 手話通訳士           |        |
| 横山千栄美 | 南アルプス市福祉総合相談課 保健師         |        |
| 今村 晶子 | 南アルプス市健康増進課 保健師           |        |
| 塩澤 一夫 | 南アルプス市障害者施策推進協議会 会長       | オブザーバー |
| 上田 譲二 | 南アルプス市障害者施策推進協議会 副会長      | オブザーバー |
| 飯室 正明 | 山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー  | オブザーバー |

### 3 障害者計画部会の活動経過

H25年12月 当事者や保護者、様々な立場で障害者に関わる人が集いました



H26年1月 まずは部会を進めていくための事前学習や準備からはじめました



障害者計画とは何か学習

座談会に向けて進め方の学習

アンケート調査項目の検討

H26年2月以降 部会として4回の座談会を行いました



2月：生活環境、安全・安心（大雪を振り返って）

4月：教育・文化・スポーツ、雇用・就業



6月：情報、差別解消、権利擁護

8月：生活支援、保健・医療

H26年3月以降 1回1回の座談会を振り返りながら意見を整理しました



座談会の翌月

テーマごとに部会としての意見出し

11月：福祉サービスのあり方について研修

H27年2月 作成された計画の素案をみて意見を出しあい、計画案をまとめました



・・・自立支援協議会の部会として、この計画の実現を願っています。1年間お疲れ様でした

## 4 アンケート調査の概要

平成27年度から始まる第3次障害者計画の策定にあたり、市内在住の障害のある方々の障害者施策に対する意向等を把握し、計画策定の資料とすることを目的として調査を実施しました。

### ①調査方法

- ・調査対象 本市在住の障害者手帳をお持ちの方1,200人（無作為抽出）
- ・調査方法 郵送による配布・回収
- ・調査期間 平成26年2月1日～平成26年2月28日
- ・回収状況 回収数 671（回収率 55.9%）
- ・その他 業務の一部を以下の障害福祉サービス事業所に生産活動として委託しました。
  - ・調査票の封入封緘 県立梨の実寮（南アルプス市）
  - ・回答の入力・集計 ジリツアカデミー（甲府市）

### ②調査項目

- ・あなたの性別・年齢・ご家族や、あなたの日常について
- ・生活を支える福祉サービスについて
  - ・保健・医療について
  - ・雇用・就労について
  - ・情報・意思疎通について
  - ・権利擁護について
- ・教育・子育てについて
- ・外出や生活環境について
- ・防災・防犯について
- ・障害の理解・地域福祉について
- ・自由記述（合計56項目）

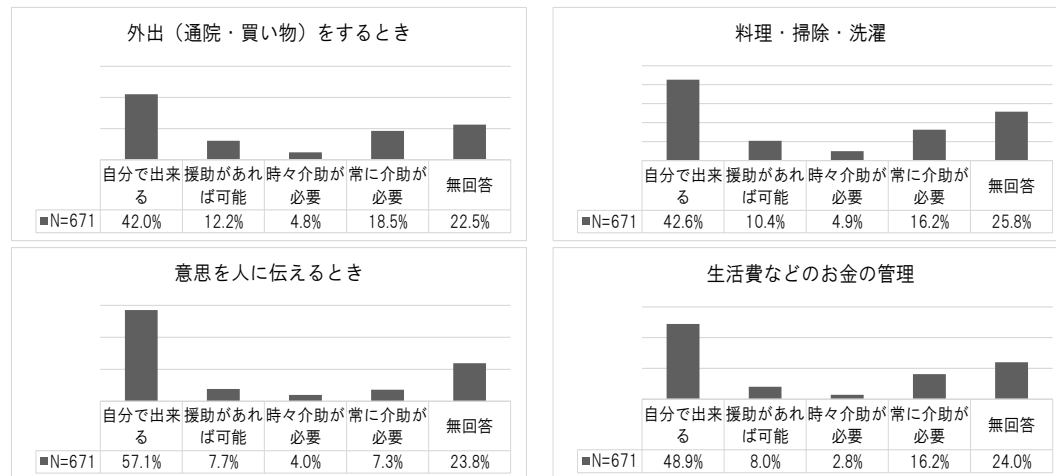
### ③調査結果の概要

#### (1) 回答者の属性

|               |                                  |       |
|---------------|----------------------------------|-------|
| ・性別           | 男性                               | 53.2% |
|               | 女性                               | 43.8% |
|               | 無回答                              | 3.0%  |
| ・所持している手帳     | 身体障害者手帳                          | 78.7% |
|               | 療育手帳                             | 13.0% |
|               | 精神保健福祉手帳                         | 11.6% |
|               | 無回答                              | 4.5%  |
|               | （複数の手帳をお持ちの方もいますので合計100%となりません。） |       |
| ・年齢           | 20歳未満                            | 5.4%  |
|               | 20～29歳                           | 5.8%  |
|               | 30～39歳                           | 5.8%  |
|               | 40～49歳                           | 7.0%  |
|               | 50～59歳                           | 11.9% |
|               | 60～64歳                           | 11.0% |
|               | 65～69歳                           | 10.4% |
|               | 70～74歳                           | 9.1%  |
|               | 75～79歳                           | 12.2% |
|               | 80歳以上                            | 17.7% |
|               | 無回答                              | 3.6%  |
| ・調査票に記入いただいた方 | 本人                               | 68.3% |
|               | 家族                               | 20.7% |
|               | 施設・病院職員                          | 1.8%  |
|               | その他の方                            | 0.4%  |
|               | 無回答                              | 8.8%  |

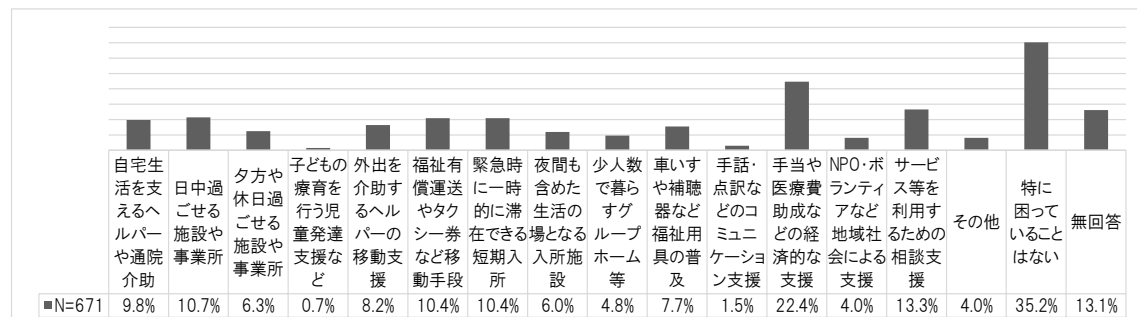
## (1) 主な設問と回答

### Q あなたは、どんなとき、どんなの手助けが必要ですか。



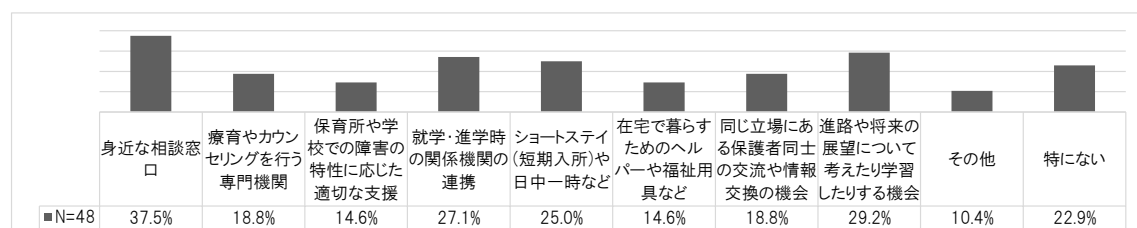
- ・「外出」「お金の管理」「意思を人に伝えるとき」「料理・掃除・洗濯」「戸締り・火の始末などの安全確保」「役所などでの手続き」といった項目で、「援助があれば可能」「常に介助が必要」という回答が多く見られました。
- ・手助けを必要とする人が、誰の手助けを受けているのかについては、大半の人が「家族や親戚」と答えましたが、「食事」「入浴」「服薬」「着替え」などの身体的な介護では「ヘルパー・施設職員」という回答が比較的多い傾向がありました。

### Q 毎日の生活を送る上で、今より充実してほしい福祉サービスは。(複数回答)



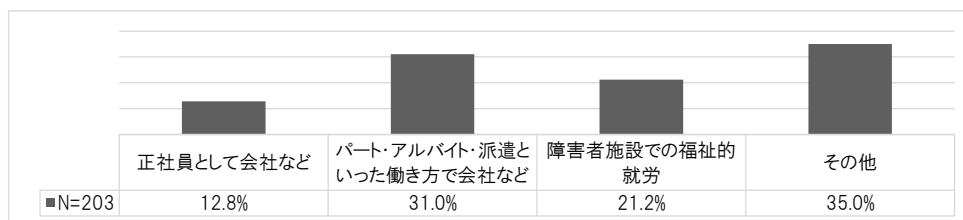
- ・「経済的な支援」という回答が最も多く、次いで「相談支援」「日中過ごせる施設や事業所」などとなっています。

### Q 障害児やその親への支援について、不足していると思うことは。(複数回答)



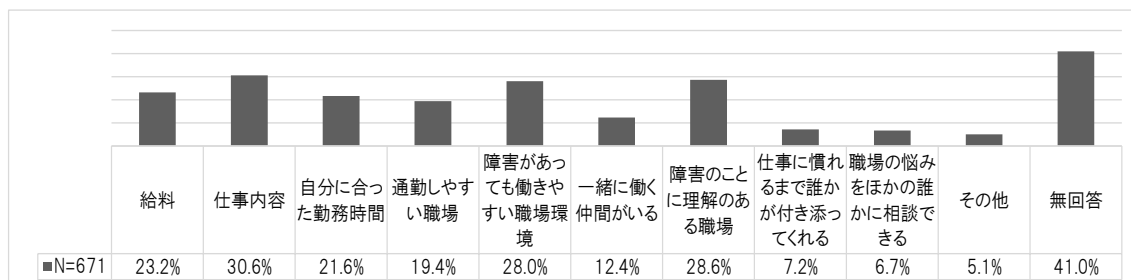
- ・障害児の保護者の方に聞きました。「身近な相談窓口」「進路や将来展望の学習」「関係機関の連携」など、途切れのない支援に関わる項目が多く選ばれました。

Q (現在働いていない方への質問) 働くとなると、どのような形を希望しますか。



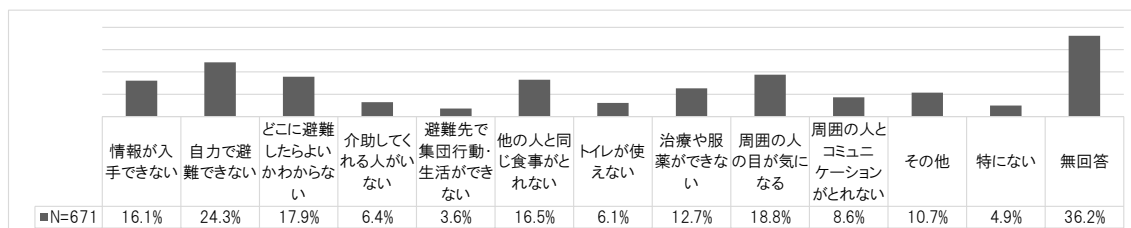
・「正社員」「パート・アルバイト・派遣」など一般就労を希望する人が約4割、「福祉的就労」が約2割などとなっています。

Q 働く上で、何を重要と考えていますか。(複数回答)



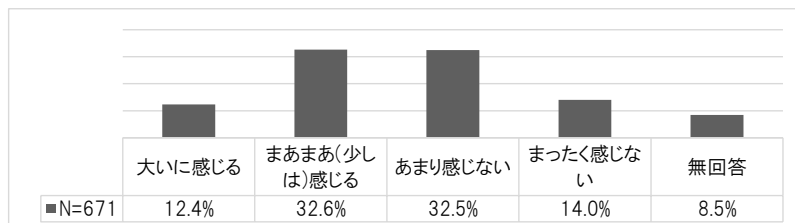
・「仕事内容」が最も多く、次いで「障害のことに理解のある職場」「障害があっても働きやすい職場環境」など周囲の理解や環境を重要と考える人が多くいました。

Q 災害時に、困ると思われることはなんですか。(複数回答)



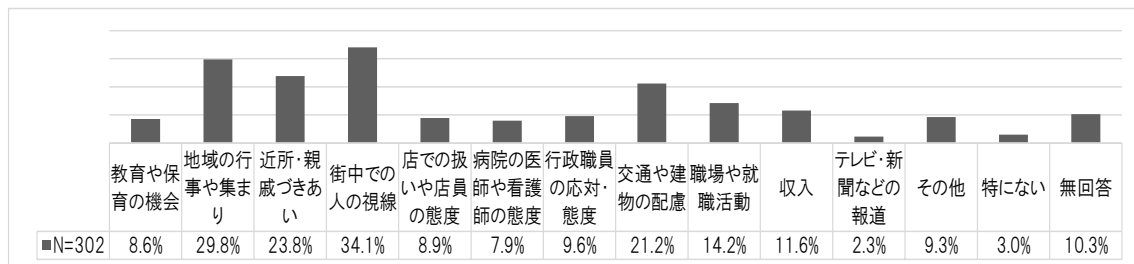
・「自力で避難できない」が最も多く、次いで「周囲の人の目が気になる」「どこに避難したらよいかわからない」「他の人と同じ食事がとれない(形状・アレルギーなど)」「情報(警報や避難指示など)が入り手できない」などとなっています。

Q ふだんの暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見があると感じますか。



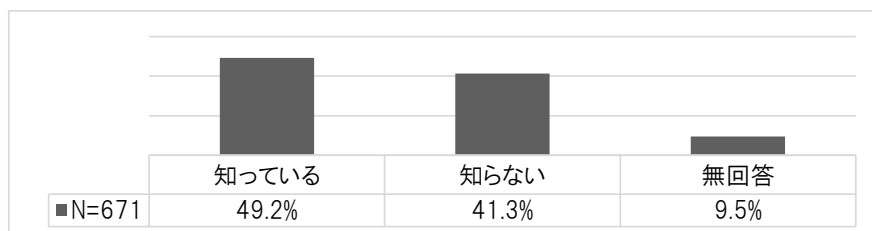
・「大いに感じる」「まあまあ感じる」を合わせて約半数で、感じないという人とほぼ同数でした。今回、ほぼ同時期に行われた第3次地域福祉計画策定のためのアンケートでは、市民の約6割が「大いに感じる」「まあまあ感じる」と回答し、感じないという人を上回っています。

Q (差別や偏見を感じる人への質問) どのような機会や場所で感じますか。(複数回答)



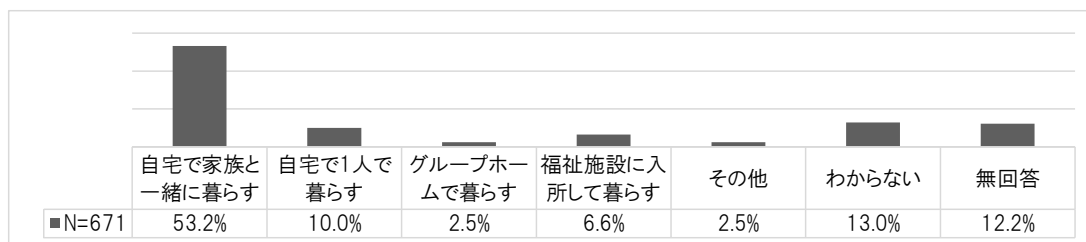
・「街中での人の視線」が最も多く、次いで「地域の行事や集まり」「近所・親戚づきあい」「交通や建物の配慮」など、身近な生活の中で差別や偏見を感じる人が多いという結果でした。

Q 家庭や施設、職場で障害者虐待を発見した際、通報義務があることを知っていますか。



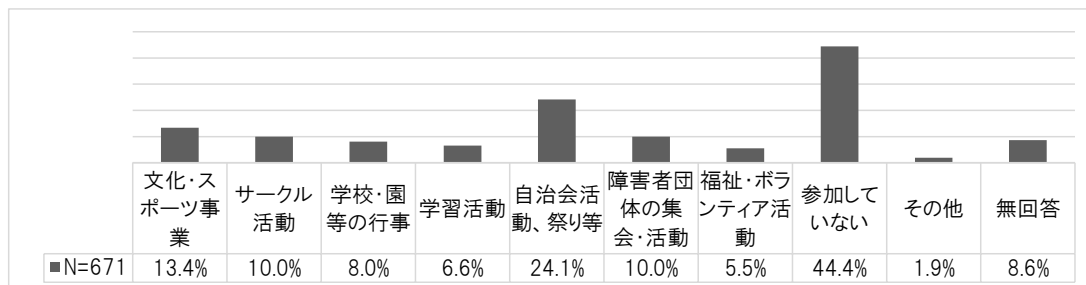
・「知っている」と答えた人は約半数でした。市としてさらなる周知の必要性があります。

Q あなたは、将来どのような暮らしをしたいですか。



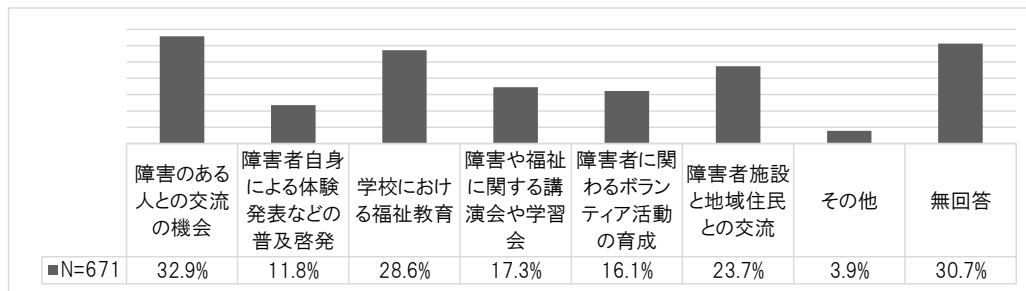
・「家族と一緒に」と「1人で」を合わせて、「自宅（アパート等も含む）」での暮らしを望む人が6割に上りました。自宅で暮らすことを地域で支えられるまちづくりが必要です。

Q 最近1年間、あなたは地域の行事や活動に参加しましたか。(複数回答)



・参加した中では「(自治会活動・祭りなどの) 地域活動」が最も多く、4人に1人の割合でした。一方で「参加していない」が約半数に上り、地域とのつながりの薄さが表れています。

Q 障害に対する市民の理解を深めるにはどんなことが必要だと思いますか。（複数回答）



・「障害のある人との交流の機会」が最も多く、次いで「学校における福祉教育」「障害者施設と地域住民との交流」となっています。

Q その他、暮らしをよりよくするまちづくりへの意見など（自由記述）

121件の記述によるご意見をいただきました。次のような項目に分類されました。

（1件で複数の項目にまたがるご意見もあるため合計は一致しません。）

○バリアフリーな環境に関する意見（17件）

「障害者駐車場に一般車が駐車している場合が多い。本当に必要とする人が使えない。」「障害者用トイレはあっても、大人がオムツを替えるためのベッドがないことが多く、利用できない」「歩道を整備してほしい。外出機会は多くないが、二の足を踏んでしまう。」など

○障害への理解に関する意見（14件）

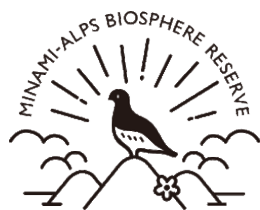
「障害をかくして生活するのはむずかしい」「誰もがなりたくなかったのではなく、生きていくうえで当然になった病気やけがなので、理解を深めてほしい」「社会から特別な存在として扱われるのではなく自然に溶け込めたら。自然に受け入れられたら」など

○交通の便に関する意見（12件）

「行きたい所に行けないのはとてもストレス」「仕事を続けるには交通機関は切り離して考えられない」「1人でもできる事が増やせるように交通の便が良くなるといい」など

○以下、経済的な支援に関する意見（11件）、市の窓口対応や手続きに関する意見（10件）、福祉施設やサービスに関する意見（7件）、情報提供の充実に関する意見（7件）、当事者の参画や交流に関する意見（6件）、医療費に関する意見（5件）、地域のつながりに関する意見（5件）、行政全般への意見（5件）、働くことに関する意見（3件）、相談に関する意見（3件）、災害時の不安に関する意見（3件）、その他（39件）

他にも多くの設問に対して、貴重なご回答をいただきました。これらの調査結果は、障害者計画部会及び座談会でも参照しながら、ご意見を踏まえて計画策定を行いました。調査にご協力いただいた皆様、お忙しい中ありがとうございました。



## 南アルプス ユネスコエコパーク

南アルプス市は、自然と共生した  
まちづくりを進めています。

### 第3次南アルプス市障害者計画

平成27年3月

発行／南アルプス市 保健福祉部 福祉課

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376

電話 055-282-6197（直通） ／ FAX 055-282-6095